

九都県市省エネ家電買替促進事業企画運営業務委託仕様書

1 件 名

九都県市省エネ家電買替促進事業企画運営業務委託

2 目 的

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市をいう。以下同様。）は、家庭部門での二酸化炭素排出量削減を目的として、家庭での電気使用量が多いエアコン又は冷蔵庫について、省エネ家電への買替を啓発する「九都県市省エネ家電買替キャンペーン」を実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）

4 事業概要

省エネ家電に買い替えた九都県市の住民から応募を受け付け、抽選で賞品を進呈する。また、買替前と買替後の二酸化炭素排出量を比較することで、買替による二酸化炭素排出量削減効果を検証する。

(1) キャンペーン期間

令和7年9月1日（月）から令和7年12月24日（水）まで（予定）

申込締切：令和8年1月16日（金）（予定）※郵送については必着

(2) 対象者

応募時点で九都県市内に居住し、自宅で10年以上使用しているエアコン及び冷蔵庫を期間内に対象製品に買い替えた者（買い増しは対象外）

(3) 応募方法

郵送又はホームページからの申請

(4) 対象製品

ア エアコン

統一省エネラベルにおける多段階評価点が、以下の要件を満たすもの

- ・冷房能力が2.8kW以下の製品は★3以上のもの
- ・冷房能力が3.6kW以上の製品は★2.2以上のもの

イ 冷蔵庫 ※冷凍庫も含む（451L以上は対象外）

統一省エネラベルにおける多段階評価点が★3以上のもの

※具体的な対象商品は、省エネ型製品情報サイト（<https://seihinjyoho.go.jp>）に掲載されている製品に限る

※省エネ性能は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の小売事業者表示制度による統一省エネラベルの多段階評価において判断する。

(5) 当選者数

省エネ家電買替キャンペーン 企画提案内容に基づき発注者と協議の上決定した数

(6) 必要書類

購入日、購入した製品の型番の記載のある購入を証明する書類の写し（レシートや納品書等）、家電リサイクル券の写し等。詳細は別途発注者と協議の上、決定する。

5 業務内容

以下の本事業に係る業務を行うこととし、詳細については企画提案内容に基づき発注者と協議の上決定すること。

(1) 事務局の設置・運営

以下の業務を実施するため、事務局を設置、運営すること

ア 委託業務の全体総括・連絡調整

イ 問合せ窓口の設置（原則、月曜から金曜の午前9時から午後5時を受付期間とする。）

- ・キャンペーンの事業内容説明（店舗・市民）
- ・キャンペーンに応募する市民への応募方法の説明
- ・キャンペーンに対する店舗からの問合せ対応
- ・その他

a 店舗向け問合せ窓口

店舗向けのちらし配付時（8月下旬を想定）までに開設し、令和7年12月24日（水）までは設置すること。

b 市民向け問合せ窓口

令和7年9月1日（月）から令和8年1月16日（金）までは設置すること。

※店舗向け問合わせ窓口と市民向け問合わせ窓口は、兼務することも可能。ただし、個人情報については、横浜市個人情報取扱特記事項に基づき、適切な取り扱いを徹底すること。

ウ 応募の受付（書類の受付及び入力フォームのサイトの作成・受付）（想定件数1,250件）

提出のあった応募用紙について、書類の内容、購入を証する書類、買替を証する書類を確認し、不備がある場合は、必要に応じて応募者と調整する。また、応募用紙と同様のWEB入力フォームのサイト（以下「入力フォーム」という。）を作成し、書類による受付と同様に受付業務を実施する。

予想される質問については発注者と協議のうえ整理し、入力フォームにあらかじめ回答を掲載すること。

エ データ入力

エクセル等を活用し、応募者一覧表を作成する。

a データ入力項目

応募日、応募方法、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、年代、世帯人数、製品の別（エアコン／冷蔵庫）、買替前製品の製造年、買替前・買替後のメーカー名・型番、購入店名、買替理由、年間消費電力量削減量、二酸化炭素排出量削減量及び使用年数等。

二酸化炭素排出量削減量については、環境省 省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」(※)を活用し、二酸化炭素排出量削減効果を算出すること。「しんきゅうさん」の比較結果は、印刷で出力する等、比較結果の根拠書類として保存すること。

※参考URL：<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>

b 入力期限

入力期限は次のとおりとする。

(a) 応募状況速報に係る必要事項（応募方法、住所（市区町村まで）、製品の別、購入店名）の集計

令和7年9月30日（火）までの応募状況速報 令和7年10月10日（金）

令和7年10月31日（金）までの応募状況速報 令和7年11月10日（月）

令和7年11月30日（日）までの応募状況速報 令和7年12月12日（金）

令和7年12月24日（水）までの応募状況速報 令和8年1月16日（金）

(b) 二酸化炭素排出量削減効果の算出に係る必要事項 令和8年2月16日（月）

(2) ポスター・ちらしの作成

ア ポスターの作成

企画提案内容に基づき発注者と協議の上、作成する。

a 印刷物の規格

- (a) 枚数 3,300 枚
- (b) サイズ等 A2判(縦仕様)
- (c) 仕様 古紙パルプ配合率 70%以上の再生紙を使用すること。なお、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。
- (d) 用紙 コート紙 A判 86.5 kg
- (e) 色彩 フルカラー
- (f) 方式 オフセット印刷(片面印刷)

b 校正

2回

令和7年8月18日(月)までに校了すること

c 内容

本キャンペーンの内容を分かりやすく記載するとともに、本キャンペーンを通じて脱炭素ライフスタイルへの更なる行動変容にもつながるものとする。

d デザイン

行政機関が配布するものとしてふさわしいものとする。また、色彩はフルカラーとするが、白黒印刷で使用することも想定したデザインとすること。

イ ちらしの作成

企画提案内容に基づき発注者と協議の上、作成する。

a 印刷物の規格

- (a) 作成枚数 50,000 枚
- (b) サイズ等 A4判
- (c) 仕様 古紙パルプ配合率 70%以上の再生紙を使用すること。なお、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。
- (d) 用紙 コート紙 A判 57.5 kg
- (e) 色彩 フルカラー
- (f) 方式 オフセット印刷(両面印刷)

b 校正

2回

令和7年8月18日(月)までに校了すること

c 内容

- ・本キャンペーンの内容を分かりやすく記載するとともに、本キャンペーンを通じて脱炭素ライフスタイルへの更なる行動変容にもつながるものとする。
- ・省エネ家電の買替に係る説明、応募用紙、留意事項及び応募方法(応募先等)を記載すること。
- ・応募用紙には、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、年齢、対象製品、買替前製品の製造年及び使用年数、買替前・買替後のメーカー名・型番、購入店名及び買替理由等の記入欄を設定すること。
- ・応募時のアンケート項目(キャンペーンを知ったきっかけ、キャンペーン応募のきっかけ等)の記入欄も設定すること。

- ・郵送による応募の際は、応募用紙を切り取り、購入を証する書類（領収証、レシート、納品書、メーカー保証書等）及び買替を証する書類（家電リサイクル券の写し等）を同封の上、郵送するよう記載すること。
- ・インターネットによる応募の場合は、購入を証する写真（領収証、レシート、納品書、メーカー保証書等を撮影した写真）及び買替を証する写真（家電リサイクル券の写しを撮影した写真等）も併せて添付することを記載すること。

d デザイン

行政機関が配布するものとしてふさわしいものとする。また、色彩はフルカラーとするが、白黒印刷で使用することも想定したデザインとすること。

(3) ポスター、ちらしの発送

作成したポスター、ちらしは、送付文（発注者が提供するデータを受注者が印刷）と併せて封筒等に封入し、九都県市内の各施設あてに以下のとおり発送すること。

なお、啓発物品の発送数については企画提案の内容に基づき発注者と協議の上決定する。

ア 発送箇所、ポスター及びちらしの発送枚数

- 発送箇所数は予定であり、実際の発送箇所数は変更となる可能性があることに留意すること。
- 発送箇所一覧は別途受注者に提示する。なお、残部は契約期間中受注者が管理する。
- 店舗等より追加の希望があった場合、適宜追加で発送する。

【参考】 発送箇所数及び発送枚数

	発送箇所数(箇所)	ポスター(枚)	ちらし(枚)
家電量販店	580	2	50
電機商業組合	1,810 ※離島含む	1	10
各都県市	9	30	300
予備		60	200
計	—	3,300	50,000

イ 発送方法

発注者と協議のうえ決定する。なお、宅配便・DM便等は使用可能とする。発送箇所への各発送枚数により、適宜、封筒または段ボール等へ封入して発送することとする。

また、A2判ポスターについては、A4サイズ(印刷面を表にして4つ折り)で納品する。

ウ 納品期限

ポスター及びちらしのPDFデータ納品 令和7年8月22日（金）

九都県市納品分 令和7年8月25日（月）

九都県市以外納品分 令和7年8月26日（火）

なお、記者発表日（令和7年8月26日予定）が変更となった場合は、発注者と協議のうえ、日程を調整すること

エ 発送元の記載

発注者と協議の上、記載すること。

(4) 家電量販店、家電小売店に対する周知

エアコン又は冷蔵庫を購入するために来店した住民に本キャンペーンを知ってもらい、対象製品の購入と本キャンペーンへの参加を促すため、スタッフ用の簡単なマニュアルやちらしの活用動画など店頭のスタッフ等に対する周知を図ること。

(5) 応募状況に応じた周知広報の強化

応募状況速報の結果に応じて、発注者と協議の上、周知広報の強化に対応すること。

特に、家電量販店、家電小売業者に対して、店頭での周知に協力してもらえよう、有効な対策を検討すること。また、SNS 広告なども効果的に活用すること。

(6) 賞品の選定

多数の住民のキャンペーンへの応募を促進するため、環境配慮型家電製品や九都県市の物産品などの魅力的な賞品を選定すること。

なお、賞品は1点につき10万円を限度額とする。また、賞品総額は企画提案内容に基づき発注者と協議の上決定する。

選定した賞品について、各賞品の提供企業と周知広報で使用する画像の調整等も行うこと。

(7) 抽選の実施

当選者の決定にあたり抽選を実施する。なお、抽選については、公平な手段を用いて実施し、あらかじめ発注者に協議の上、実施すること。

ア 抽選対象の抽出

令和8年1月16日(金)までに事務局に到着したものを対象とする。また、締切日時点で書類に不備があるものについては、抽選対象としないが、応募件数には計上する。

イ 抽選

(1)エで作成した応募者一覧のデータを基に抽選を実施し、順位を決定する。1位から順に、受注者の企画提案を基に発注者があらかじめ定めた順位に対応する賞品を割り当てる。

ウ 抽選結果の報告

当選者の選定にあたり、受注者は次のタイミングで発注者へ説明し、合意を得る。

a 当選者に連絡をする前。

b 当選者に商品を発送する前。

エ 当選無効及び繰り上げ当選

当選者と連絡が取れない等、賞品発送先が把握できない状況が一定期間継続した場合(現時点では2/13を想定)、当選を無効とする。また、当選無効となった場合、無効と判断した時点における当選していない抽選対象のうち最も順位の高い者を繰り上げ該当賞品の当選者とする。

(8) 賞品の購入及び発送

受注者は、企画提案内容に基づき発注者と協議の上決定した賞品を購入し、発注者が提供する送付文(発注者が提供するデータを受注者が印刷)と併せて以下のとおり発送すること。

ア 発送箇所

九都県市内の当選者住所

イ 発送方法

発注者と協議のうえ決定する。なお、宅配便等受領確認が可能な方法で発送すること。また、容器包装の過剰な使用は避けること。

ウ 発送期限

令和8年1月30日(金)

当選者と連絡が取れない等、賞品発送先が把握できない状況が一定期間継続した場合(現時点では2/13を想定)、当選を無効とし、繰り上げ当選者を選定する。別の者に発送する場合は、2月27日(金)を発送期限とする。

エ 発送元の記載

発注者と協議のうえ記載すること。

(9) 応募者アンケートの実施

本キャンペーンの応募時に、各応募者に対してアンケートを実施すること。

応募用紙に各項目の記入欄を設定すること。設問については以下の内容を含めることし、発注者と協議のうえ決定すること。なお、応募用紙と同様の内容を記載した入力フォームを作成し、以下の内容を含めるものとする。

- a 年代
- b 住所
- c 買い替えた家電
- d キャンペーンを知ったきっかけ
- e キャンペーン応募の動機
- f キャンペーンによる脱炭素ライフスタイルへの行動変容
- g その他発注者が別途指示する内容

(10) 報告書の提出

本キャンペーン実施にかかる報告書をまとめ、発注者に提出する。

ア 記載事項

算出した二酸化炭素排出量削減効果を用い、年代等の内容に基づき分析を行う。アンケート項目の集計結果も記載すること。なお、住所や世帯構成等については、統計的に処理を行い、個人が特定できないものとする。

イ 報告期限

令和8年3月6日(金)

6 成果品の提出

- ア ポスター 1部
- イ ちらし 1部
- ウ 応募者一覧表 1式
- エ 報告書 1式
- オ 二酸化炭素排出量削減効果比較結果の根拠書類 1式
- カ 上記アからオの情報を記憶した電子データCD-R

(ア及びイはPDF形式、JPG形式及びai形式等加工が可能な形式のものとする。)

7 成果物の帰属関係等

- (1) 受注者は、いかなる場合においても、本契約の履行により知り得た秘密を漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者が本委託の履行に当たり収集したデータ等一式は全て九都県市首脳会議環境問題対策委員会に帰属する。このため、納入物件引渡し時には、紙媒体及び電子媒体の全てのデータ等を九都県市首脳会議環境問題対策委員会に提出するものとする。
- (3) 受注者が本業務を履行するに当たり作成した著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条で規定する権利を含む。）等知的財産権についての権利は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会に帰属する。
- (4) 九都県市首脳会議環境問題対策委員会は、受注者が作成したデザインを、九都県市首脳会議環境問題対策委員会及び九都県市の各ホームページへの掲載及びデータのダウンロード、SNS等への掲載、啓発品等作成等で自由に活用できるものとする。

- (5) 新規著作物中に、受注者が従来から有している著作物又は第三者の著作物が含まれている場合は、これらの著作物の著作権は譲渡の対象から除外する。ただし、受注者は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会によるこれらの著作物利用に支障がないよう必要な措置をとるものとする。

8 支払方法

全ての委託業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括して支払う。

なお、本仕様書の想定募集件数 1,250 件と実際の応募件数に 30%以上増減するような著しい乖離が生じた場合は、発注者と受注者は協議のうえ、必要に応じて変更契約により契約金額を変更する。

9 その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない細部事項については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。
- (2) 業務の履行にあたっては、横浜市委託契約約款を遵守すること。
- (3) 業務の履行にあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (4) 本業務委託の実施にともない収集した個人情報については、業務の履行後、速やかに発注者に返却し、一時的に保存したデータは破棄すること。
- (5) 色彩表現については、カラーユニバーサルデザインを遵守すること。